

組織改正等に伴う変更について

1. 組織改正の概要

(1) 概要

- 新検査制度において実施する事業者検査等の運用を見据え、原子力規制検査等の検査業務を管理する「検査グループ」を、東海発電所、東海第二発電所及び敦賀発電所内に設置する。

(2) 目的

- 新検査制度において、使用前事業者検査等の事業者検査については、保安活動の重要度に応じて独立性の確保が必要となる予定である。
- 当社は、上記を見据えて、独立性を確保し、検査を実施・管理するグループ（検査グループ）を設置するとともに、事業者検査及び原子力規制検査に関する業務を当該グループで一元化することにより、事業者検査に関する業務の効率的な管理を実施できるように職務を分掌する。

(3) 改正内容

- 東海発電所、東海第二発電所及び敦賀発電所内の品質保証室に「検査グループ」を設置する。
- 「検査グループ」の保安に関する職務として、事業者検査及び原子力規制検査の管理を行う。

(4) 保安規定変更認可申請予定時期

- 新検査制度に係る保安規定変更認可申請に含めて申請予定

以 上

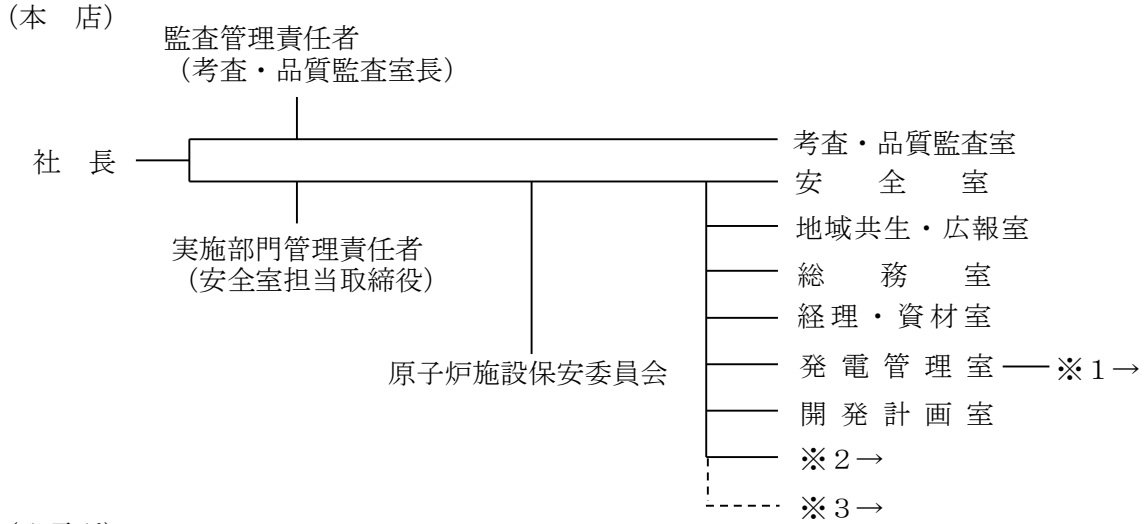
第3章 保安管理体制及び評価

第1節 組織及び職務

(保安に関する組織)

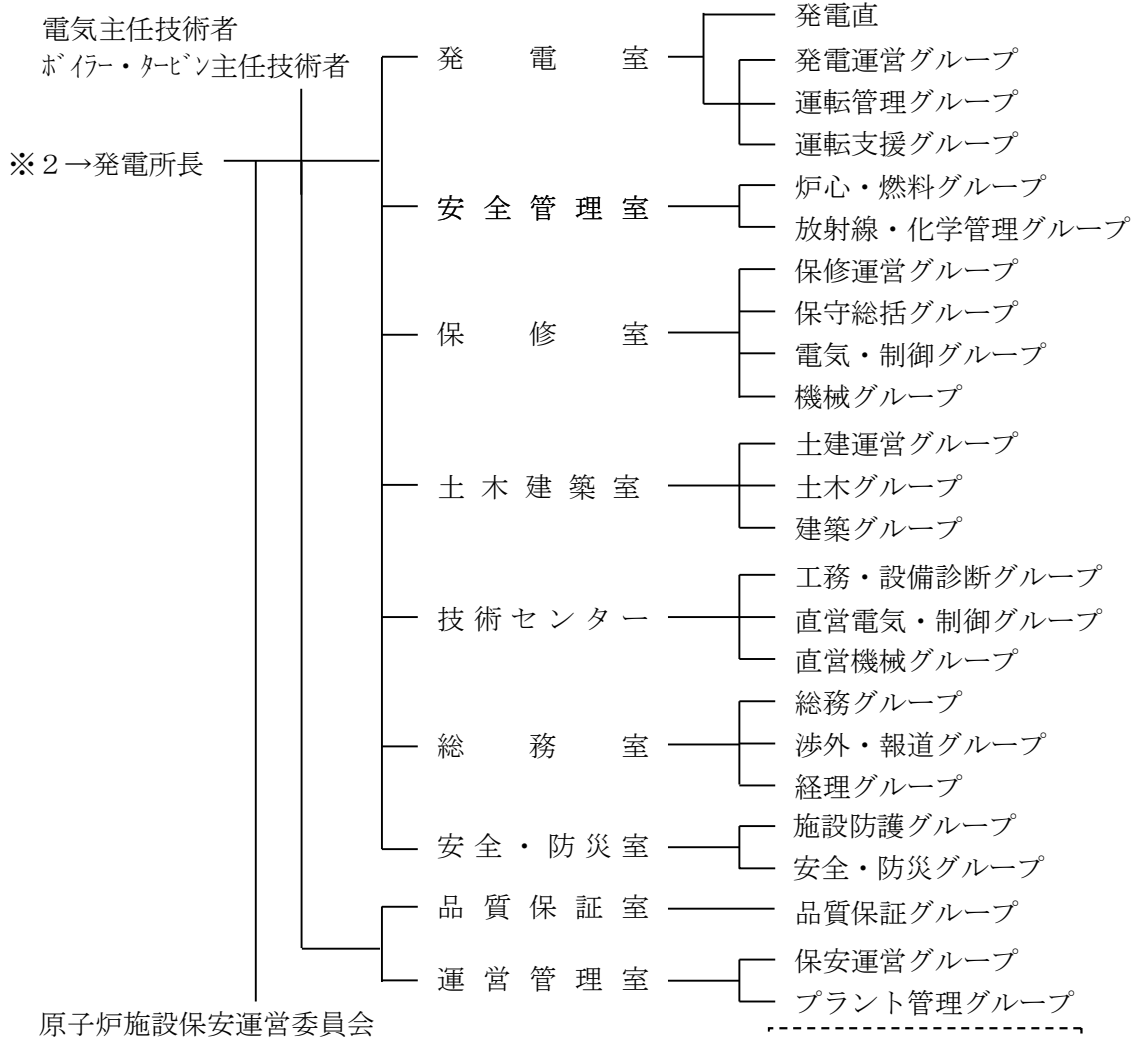
第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4



(発電所)

※1 → 発電用原子炉主任技術者 (駐在)



東海発電所
※3 → 東海発電所長
(関連する組織)